

委員会提出議案第1号

令和6年3月15日

石岡市議会

議長 関 口 忠 男 殿

議会運営委員会

委員長 谷田川 泰

石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提 案 理 由

石岡市部等設置条例の一部改正に伴い委員会の所管する事項を改めるため、石岡市議会委員会条例の一部を改正するもの。

石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

石岡市議会委員会条例（平成17年石岡市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教厚生委員会の項中「保健福祉部」を「福祉部，子育て健康部」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。